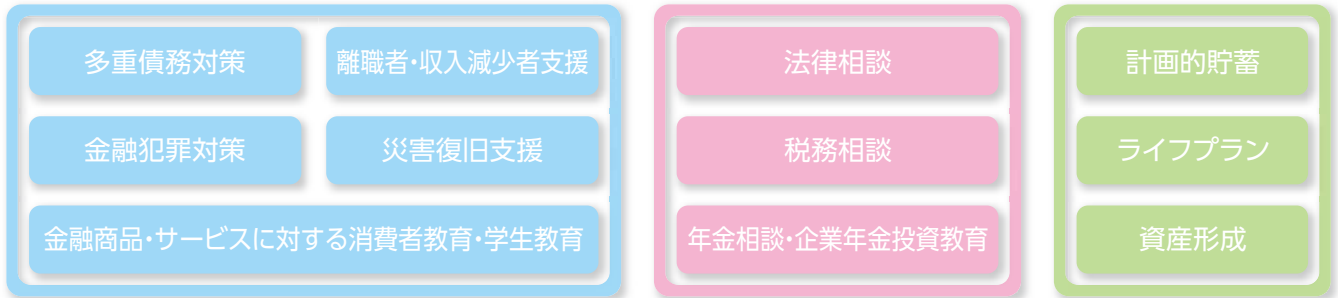


生活応援運動

当金庫は、「人々が喜びをもって共生できる社会の実現に寄与する」という理念を実現するため、地域や社会への幅広い貢献活動を展開しています。

生活応援運動とは

「働く人の夢と共感を創造する協同組織の福祉金融機関」であるろうきんは、「お金」に係わる諸問題を解決するべく、適切な情報を提供しているほか、各種相談に応ずる等「生活応援運動」に取り組み、働く人をサポートしています。



生活応援運動の柱

1. 生活改善

多重債務やマネートラブルを抱えている方の生活を弁護士や司法書士と連携しながら、最適な解決方法を探し、生活改善を図ります。

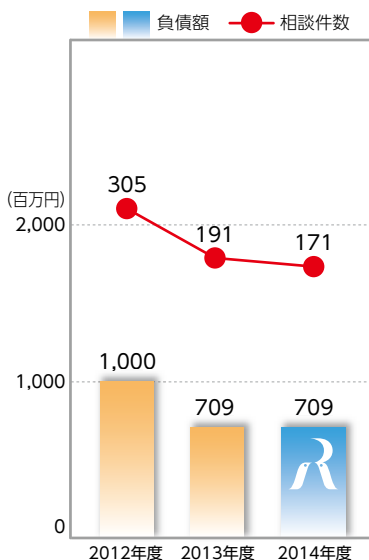
2. 生活防衛

若いうちから金融教育を行う必要性が高まっているため、自治体・労協等と連携し地域・会員・企業・学校での消費者教育セミナー等を行い、働く人の生活を守ります。
他社の高金利カードローン利用の未然防止のため、ろうきんの低金利なカードローンの保有を促進します。

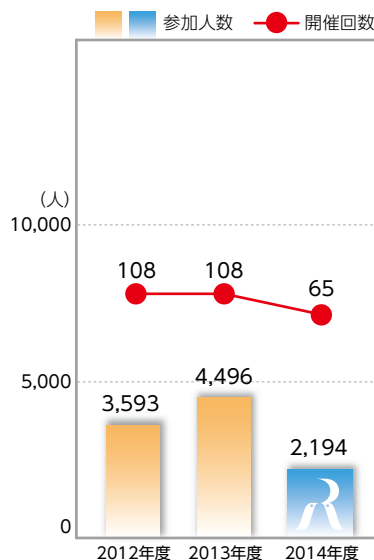
3. 生活設計

ライフプランニングの必要性をお伝えしながら、収入とライフステージにあわせた計画的な支出、資産形成等について、セミナーや個別相談を行い、働く人の健全な生活設計のサポートを図ります。

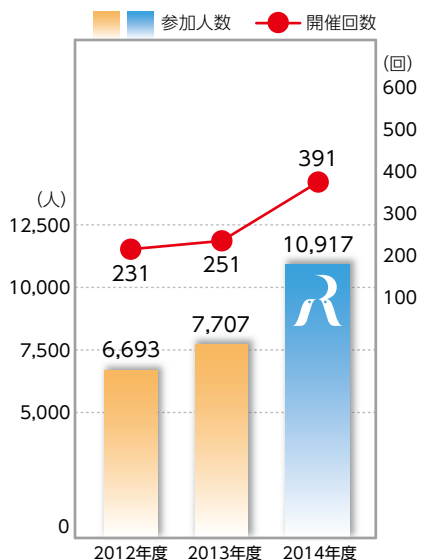
●多重債務等相談状況



●マネートラブルセミナー開催状況



●ライフプラン等セミナー開催状況



勤労者生活支援の取り組み

「いまこそ、ろうきん」

金融円滑化法が施行される以前から、また、同法終了後も、私達ろうきんは働く人のための取り組みを実践します。

●●● 家計の応援運動 ●●●

<p>新たな多重債務者を作らない</p>	<p>1. 高金利からの借り換え 「高金利からの借り換え、ろうきん利用促進運動」を生活応援運動の観点から展開します。</p>	<p>勤労者生活支援における継続取り組み課題</p>	<p>2. 返済計画見直しの取り組み 「勤労者生活支援特別融資制度」等を積極的に活用し、返済困難者を支援します。</p>
<p>生涯生活設計を応援する</p>	<p>3. 生涯生活設計(トータルライフプラン)を支援する取り組み</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">計画的支出に向けた生活設計支援</p> <p>トータルライフプランニングと若年からの計画的支出と計画的貯蓄の重要性をテーマにしたライフプランセミナー等を開催します。</p> </div> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">安心して老後を過ごすための資産形成支援</p> <p>人生90年時代および公的年金の給付水準の低下問題を中心に据えた「勤労者の生涯生活設計支援」の活動として情報提供を強化し、勤労者の年金資産の形成支援に取り組んでいきます。</p> </div>		

金融円滑化への対応(旧「金融円滑化法関係」)

当金庫は、勤労者のための金融機関として、勤労者福祉の向上のために金融円滑化に努めてきました。2008年に勤労者を取り巻く労働経済情勢が急激に悪化したことに対しては、従来から取り組んでいる「生活応援運動」を拡充し、勤労者のための金融円滑化を促進してきました。特に、勤労者の収入が減少して返済が難しくなる事態に対応し、住宅ローンをご利用中のお客様からの返済計画見直し相談等の取り組みを積極的に実施しています。


「金融円滑化法」は2013年3月31日に期限を迎えましたが、当金庫の金融円滑化に向けた取り組み方針に変更はありません。

これからも、基本方針に則り、勤労者のための福祉金融機関としての役割を發揮し、一層の金融円滑化に向け、迅速、的確、丁寧な対応に努めます。

〈金融円滑化基本方針〉

1. ご利用者から相談を受けた場合には、真摯に対応し当該相談にかかる申込みを妨げません。また、ご利用者から貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、ご利用者の意思に反して当該申込みを取り下げさせることはしません。相談時点で延滞が発生している場合についても、その理由を丁寧に聞き取り、適切に対応します。
2. ご相談時には、ご利用者のこれまでの取引関係や知識、経験および財産の状況に応じて適切に説明を行い、特に貸付条件の変更等を行った場合のメリット・デメリットを丁寧に説明します。相談の結果、ご利用者が貸付条件の変更等を申込まれる場合には、手続き・契約に必要な書類、条件を付す場合にはその内容等を説明します。
3. お申込み時には、審査は一定の時間を要すること、審査結果によってはご希望に添えないこともあることを説明し、審査結果の連絡目途をお知らせします。謝絶の場合には、ご利用者にその理由を可能な限り具体的にかつ丁寧に説明します。
4. 貸付条件の変更を行ったご利用者について、貸付条件の変更等の履歴があることのみをもって、新規融資や貸付条件の変更等の相談や申込みを謝絶することはありません。
5. 貸付条件の変更等について、他の金融機関、住宅金融支援機構、信用保証機関等が関係している場合には、独占禁止法や個人情報保護法に配慮しつつ、当該機関と緊密な連携を図って対応します。
6. 方針、規程、マニュアルの研修等を通じた周知徹底と本部による指導により審査能力向上を図り、適切な審査を行います。
7. 返済用相談デスクに貸付条件の変更等に係る苦情相談を受付ける専用電話を設置し、担当責任者および担当者が苦情相談に適切に対応します。

【貸付条件変更に係る苦情相談窓口】

返済用相談デスク  **0120-690688**
 受付時間：9時～17時(土日・祝日および当金庫の休業日を除く)

